

第 2 号議案 神戸国際港都建設計画都市再開発の方針の変更

第 3 号議案 神戸国際港都建設計画住宅市街地の開発整備の方針の変更

第 4 号議案 神戸国際港都建設計画防災街区整備方針の変更

「都市再開発の方針」とは

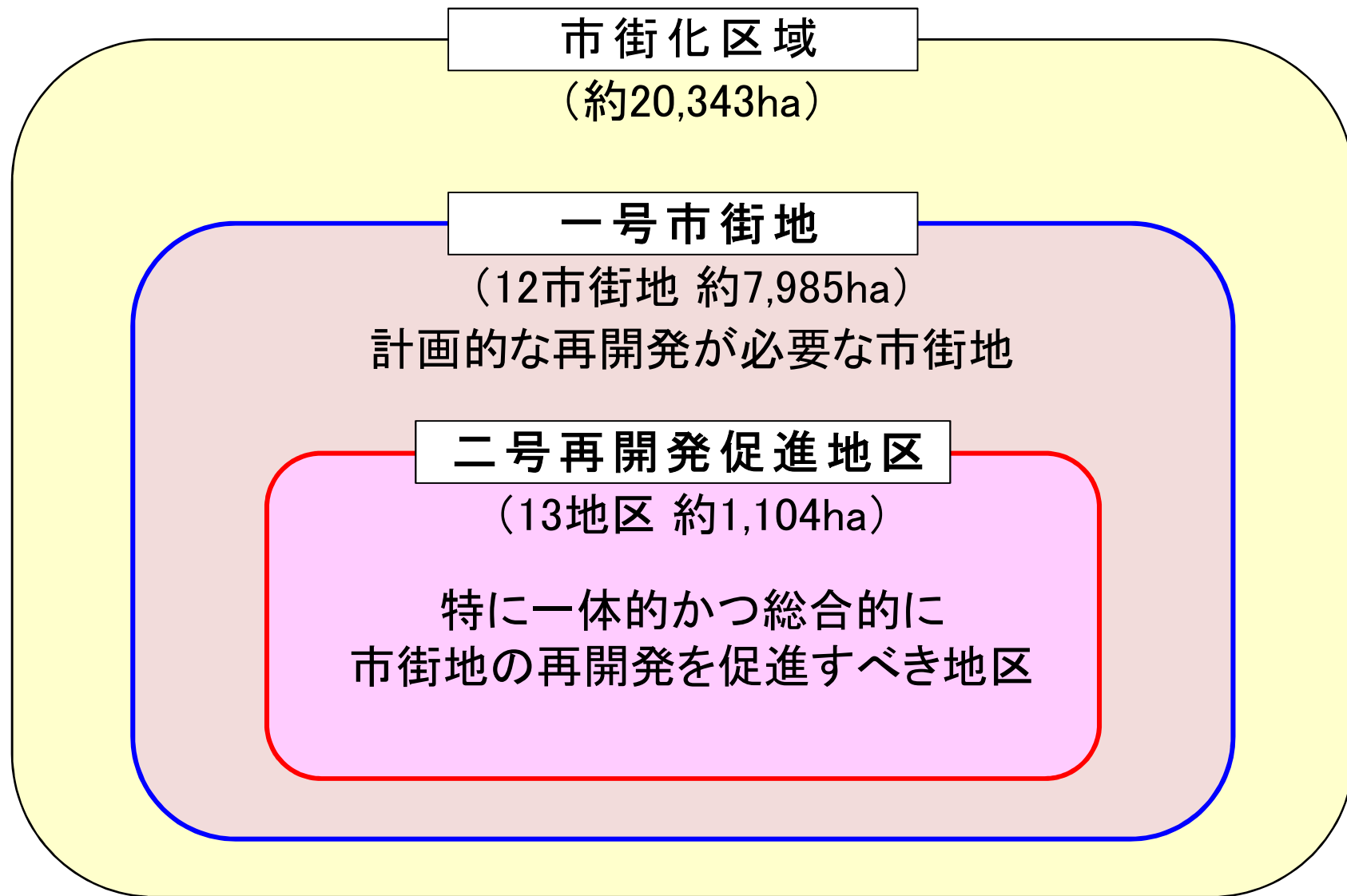
市街化区域内において、計画的な再開発が必要な市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るため定める方針

【都市再開発法】

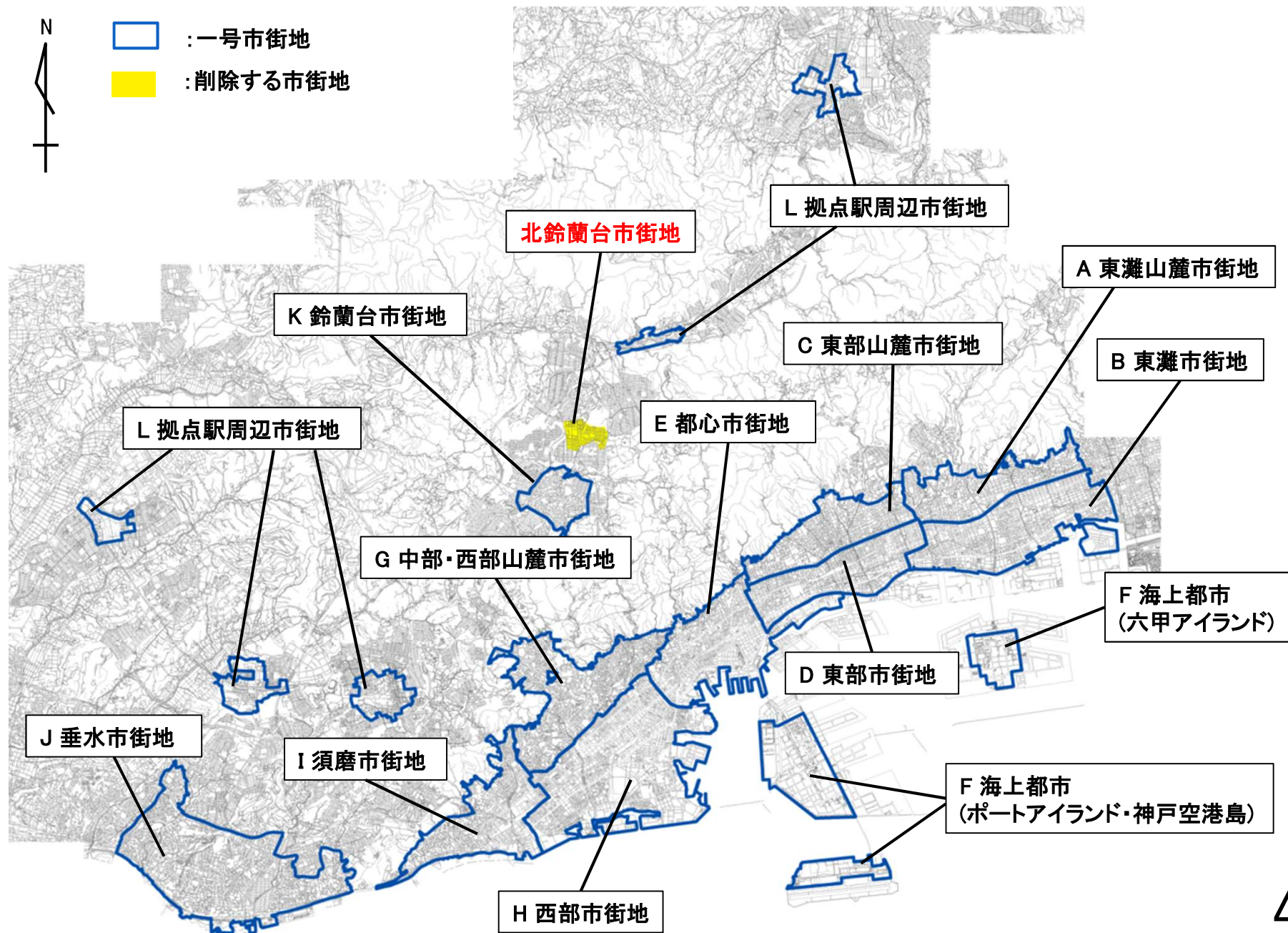
第二条の三 人口の集中の特に著しい政令で定める大都市を含む都市計画区域内の市街化区域においては、都市計画に、次の各号に掲げる事項を明らかにした都市再開発の方針を定めるよう努めるものとする。

- 一 当該都市計画区域内にある計画的な再開発が必要な市街地に係る再開発の目標並びに当該市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針(一号市街地)
- 二 前号の市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要(二号再開発促進地区)

都市再開発の方針 構成



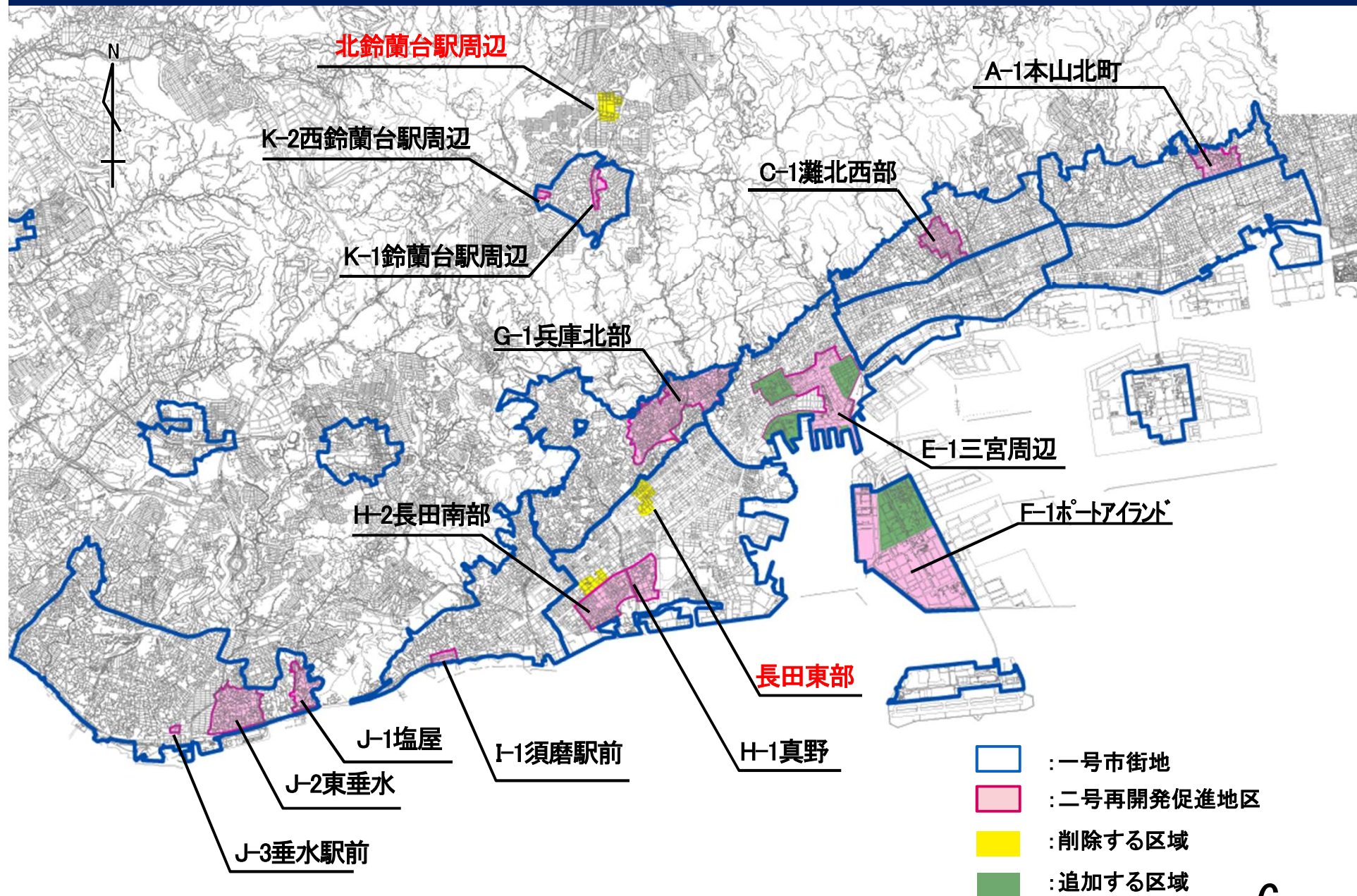
都市再開発の方針 位置図



一号市街地 地区数・面積

	変 更 前	変 更 後	増 減
地 区 数	13市街地	12市街地	△1市街地
面 積	約 8,049 ha	約 7,985 ha	約 △64 ha

都市再開発の方針 位置図



二号再開発促進地区 地区数・面積

	変 更 前	変 更 後	増 減
地 区 数	15地区	13地区	△2地区
面 積	約 947 ha	約 1,104 ha	約 157ha

「住宅市街地の開発整備の方針」とは

都市計画区域内において、住宅及び住宅地の供給の促進と
良好な住宅市街地の開発整備を図るため定める方針

【大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法】

第四条 大都市地域に係る都市計画区域で住宅及び住宅地の供給を促進するため良好な住宅市街地の開発整備を図るべきものとして国土交通大臣が指定するものにおいては、都市計画に、次に掲げる事項を明らかにした住宅市街地の開発整備の方針を定めるよう努めるものとする。

- 一 当該都市計画区域内の住宅市街地の開発整備の目標及び良好な住宅市街地の整備又は開発の方針
- 二 当該都市計画区域のうち次のイ又はイ及びロに掲げる地区（重点地区）並びに当該地区の整備又は開発の計画の概要
 - イ 一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域における相当規模の地区
 - ロ 市街化区域の市街化の状況等を勘案し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる都市計画法第七条第一項の規定による市街化調整区域における相当規模の地区

「住宅市街地の開発整備の方針」とは

重点地区

(10地区 約499ha)

一体的かつ総合的に
良好な住宅市街地を整備し
又は開発すべき市街化区域
における相当規模の地区



兵庫県住生活基本計画

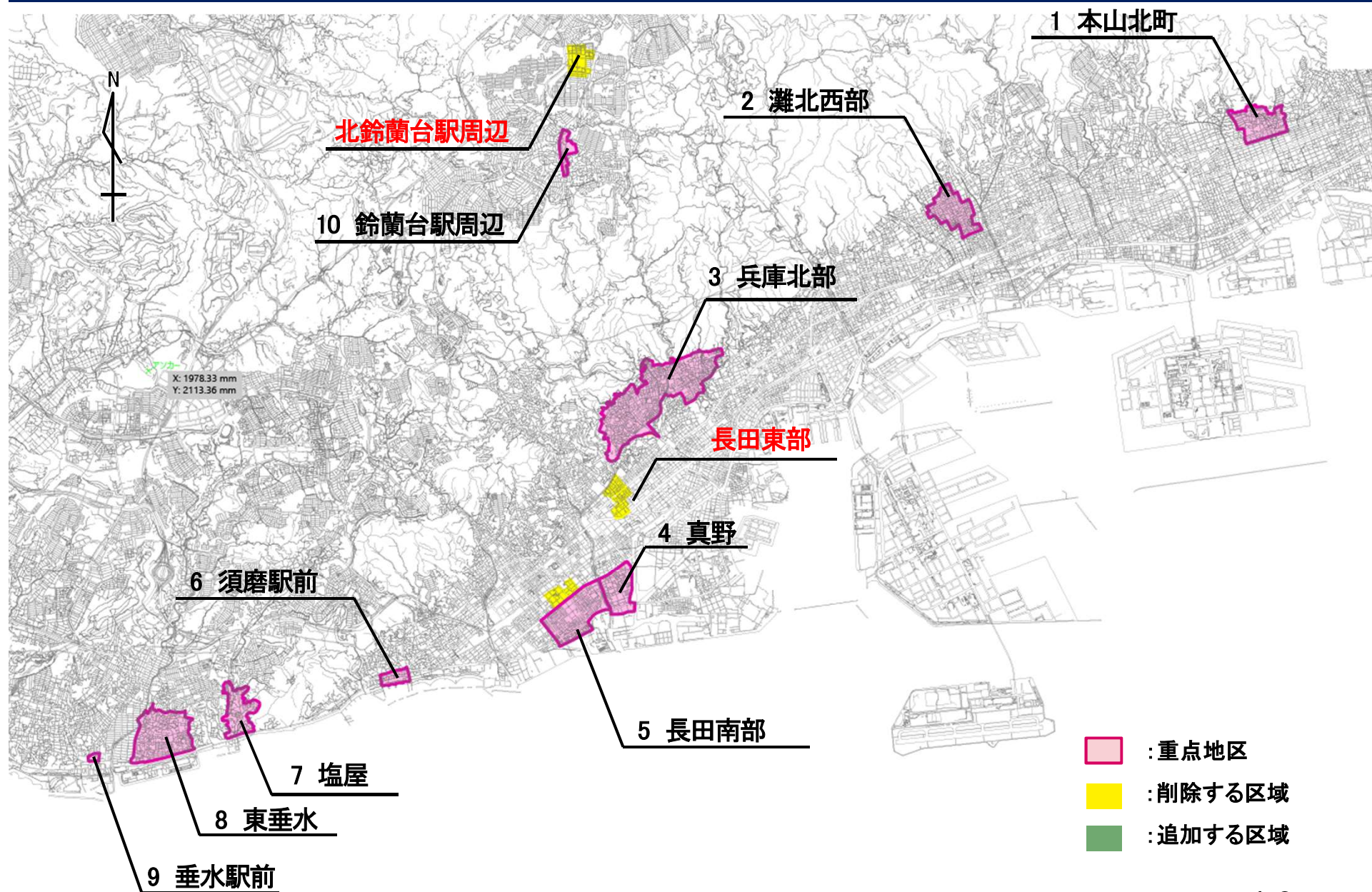
(2022年3月 改訂)

重点供給地域

(県下25地域
内、神戸市13地域)

住宅の供給等及び
住宅地の供給を
重点的に図るべき地域

住宅市街地の開発整備の方針 位置図



重点地区 地区数・面積

	変 更 前	変 更 後	増 減
地 区 数	12地区	10地区	△2地区
面 積	約 551 ha	約 499ha	約 △52ha

「防災街区整備方針」とは

密集市街地内の各街区について

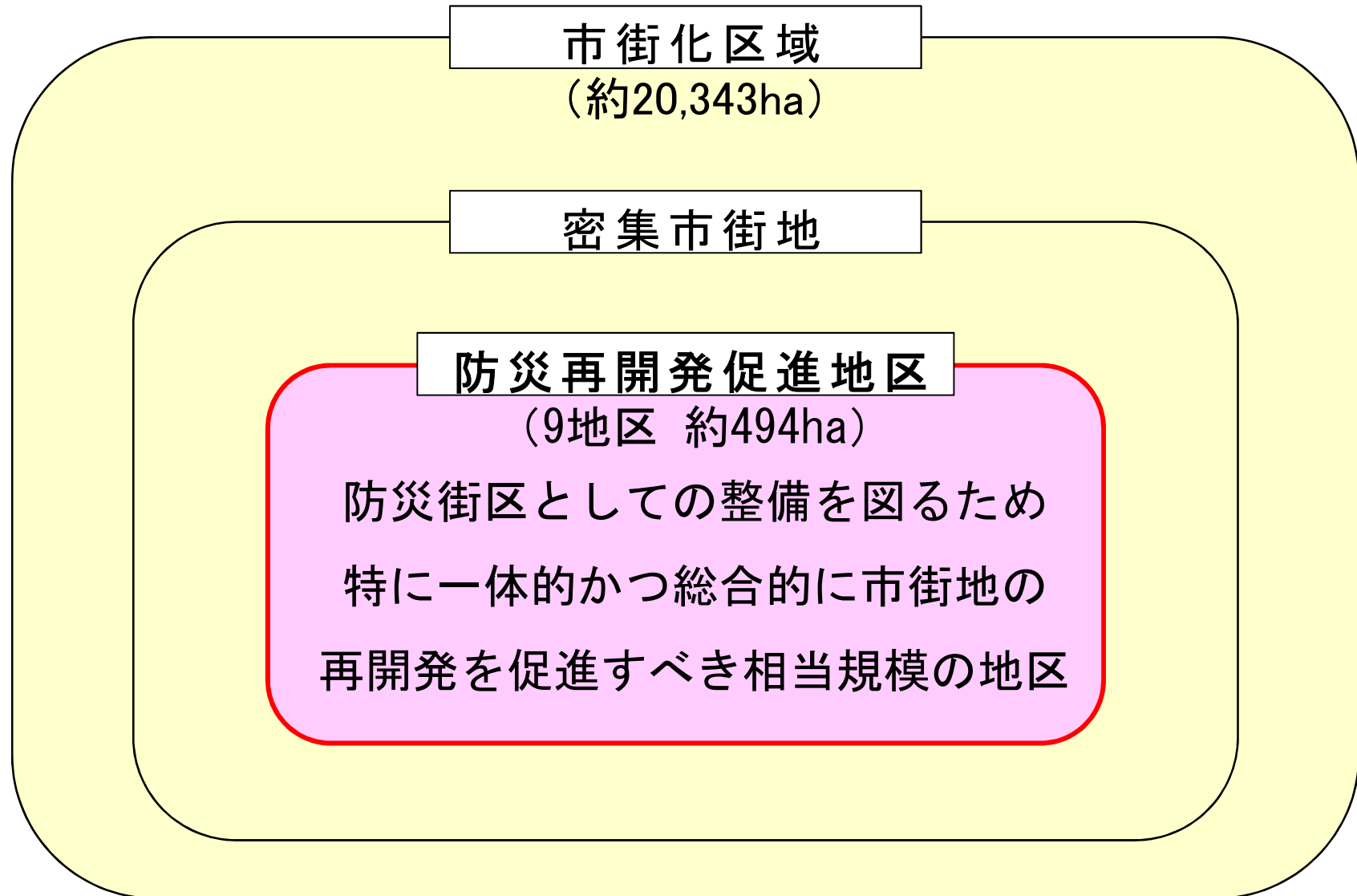
防災街区としての整備を図るため定める方針

【密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律】

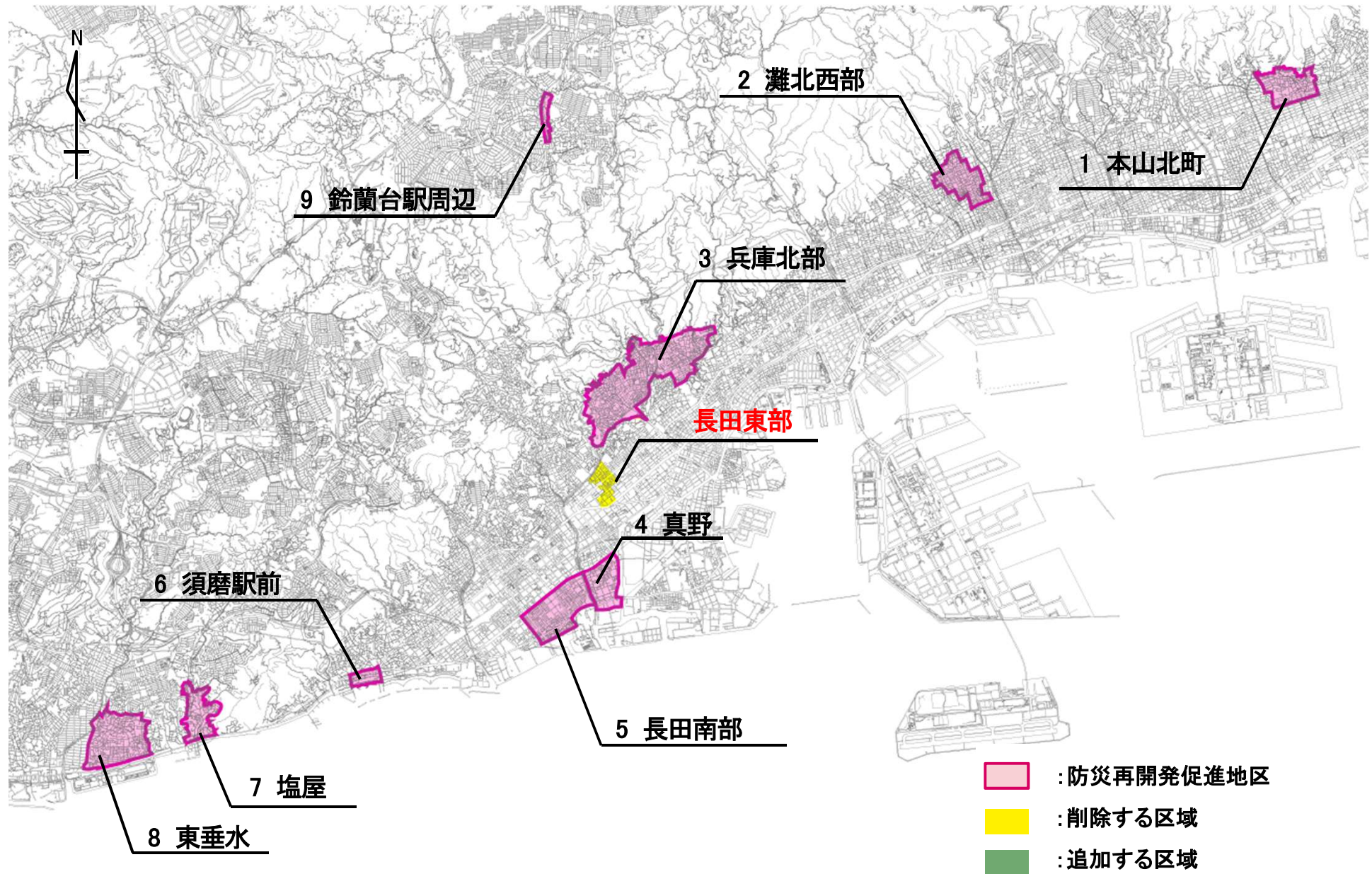
第三条 都市計画法第七条第一項の市街化区域内においては、都市計画に、密集市街地内の各街区について防災街区としての整備を図るため、次に掲げる事項を明らかにした防災街区の整備の方針を定めることができる。

- 一 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区(防災再開発促進地区)及び当該地区の整備又は開発に関する計画の概要
- 二 防災公共施設の整備及びこれと一体となって特定防災機能を確保するための建築物その他の工作物の整備に関する計画の概要

防災街区整備方針 構成



防災街区整備方針 位置図



防災再開発促進地区 地区数・面積

	変 更 前	変 更 後	増 減
地 区 数	10地区	9地区	△1地区
面 積	約 513 ha	約 494 ha	約 △19ha